

## 個別事案 1 7

(単位：千円)

|             |             |        |           |   |
|-------------|-------------|--------|-----------|---|
| 契約の名称       | 外国語指導助手業務委託 |        |           |   |
| 担当部局／担当課    | 教育委員会 学校教育課 |        |           |   |
| 相手先         | A           |        |           |   |
| 見積書を入手した業者数 | 2者          |        |           |   |
| 当初契約金額      | 54,054      | 当初設計金額 | 54,061    |   |
| 最終契約金額      | 54,054      | 最終設計金額 | 54,054    |   |
| 特定財源        | 有無          | 無      | 区分        | — |
|             | 名称          | —      | 当該契約への充当額 | — |

### 1. 契約内容

#### (1) 契約の概要

天津市立の小学校と中学校での英語教育において、外国語指導助手（英語を母国語とし大学又は同等の教育機関を卒業した者など）を起用する英語指導業務及びその関連業務を委託している。契約期間は、平成22年4月1日から平成23年3月24日までであり、年額を契約金額として月毎に均等分割して支払うことになっている。

天津市では、昭和63年から外国語指導助手を配置しており、平成20年度までは直接雇用する場合と民間企業へ業務委託契約する場合とが混在した状態にあり、平成21年度からは業務委託契約のみとなっている。Aとは平成20年度より随意契約を結んでおり、外国語指導助手の配置エリア数等の増加もあり、契約金額は平成20年度が30,870千円、平成21年度が47,622千円と年々増加している。

#### (2) 設計額の積算方法

年度当初の授業計画と英語指導助手の配置エリア数を基に業者の参考見積もりを取り決定している。

#### (3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

外国語指導助手（ALT）は、学校でのネイティブの英語を適切に生徒に教える立場にある。本市への営業実績並びに県内自治体との契約実績がある2社による見積もり合わせを実施し、最低額を提示し、直接雇用するALTの資質及び管理・指導体制についても十分満足できる業者と契約を締結するものである（令第167条の2第1項第2号）。

#### (4) 完了確認の方法

毎月の業務実施報告書により確認している。

### 2. 監査結果

記載すべき事項はない。

### 3. 意見

#### (1) 随意契約とする理由について

この業務の性質又は目的が競争入札に適しないとして上記理由を挙げているが、適切ではなく、また同者と契約せざるを得ない理由もない。競争原理が働いているとは考えられず、競争入札を行うべきである。

#### (2) 契約形態について

当契約形態は業務委託であり、英語指導助手が授業を行うにあたり、学校側が授業内容や進め方等を現場で指示命令することができないことになっている。教育現場においては特段の配慮が必要であり、教員が授業内容や進め方について授業中に具体的に英語指導助手に指示することで、授業を円滑に行えんと考えられる。従って今後の契約形態として、労働者派遣契約あるいは個別に臨時職員として直接雇用することも視野に入れて検討すべきである。

## 個別事案 18

(単位：千円)

|             |                |        |           |   |
|-------------|----------------|--------|-----------|---|
| 契約の名称       | 葛川少年自然の家給食業務   |        |           |   |
| 担当部局／担当課    | 教育委員会 葛川少年自然の家 |        |           |   |
| 相手先         | A              |        |           |   |
| 見積書を入手した業者数 | 1 者            |        |           |   |
| 当初契約金額      | 25,042         | 当初設計金額 | 25,547    |   |
| 最終契約金額      | 25,393         | 最終設計金額 | 25,042    |   |
| 特定財源        | 有無             | 無      | 区分        | — |
|             | 名称             | —      | 当該契約への充当額 | — |

### 1. 契約内容

#### (1) 契約の概要

契約期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までであり、同施設利用者への給食業務を委託している。委託業務は給食提供費と給食業務維持費に分かれており、給食提供費は、朝食・昼食・夕食・野外食それぞれ 1 食当たりの単価に月ごとの利用者数を乗じた金額であり、最終金額は 21,836 千円である。給食業務維持費は年間 3,557 千円で、契約締結後にその 3 分の 2 の額の請求書を提出して支払い、9 月に残額の請求書を提出して支払う契約となっている。

業務内容は、別添仕様書に定められている人員の配置・時間・業務内容や報告事項などに基づくことになっているが、給食業務維持費がどの業務に対する委託料なのかを特定することはできない。担当者の説明によると大腸菌 O・157 による食中毒が世間で問題になったため、平成 10 年度の契約から給食業務責任者 1 人と給食業務従事者の健康診断や便培養検査を行う業務を追加しており、それを給食業務維持費として支払っているとの説明を受けた。

#### 給食業務維持費 契約金額推移

(単位：千円)

| 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 金額 | 3,497    | 3,606    | 3,604    | 3,634    | 3,557    |

給食提供費については、平成 22 年度より大津市が委託業者に支払うことになっており、それまでは委託業者が施設利用者から直接食事代として徴収していた。食事単価は平成 19 年度から平成 22 年度まで変わっていない。

(2) 設計額の積算方法

年度計画の食数をもとに積算している。

(3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

A は、葛川に所在する事業所で、本所開設以来、葛川地域振興策から地域在住者等の雇用の場として、本所の給食業務に携わっており、その誠意ある仕事ぶりは利用者からもたいへん好評を得ており、委託先として適当である（令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）。

(4) 5 年以上の長期継続の契約となっている理由

平成 10 年度以降、A と随意契約を結んでいる。葛川地域振興策から地域在住者等の雇用の場としていることや実績を理由としている。

(5) 契約の変更内容

給食提供費については、単価契約のため提供数の変動により金額が変動している。

(6) 完了確認の方法

毎日の業務については、日常点検表、検収表、保存食記録表、作業表等により報告を受けて検査を行い、毎月の報告として給食提供費実施報告書、給食業務実績報告書、給食員の健康診断結果を提出させ確認している。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 給食業務維持費について

契約書に掲げている給食業務維持費の内容は、慣例的に決まっているものの仕様書において特定できないため、仕様書で明記すべきである。

また、給食業務維持費を年度当初に 2/3、半年後に残額を前払いする契約になっているが、業務は 1 年を通じて行われており、毎月支払いにする等、支払方法を見直す必要がある

## 個別事案 19

(単位：千円)

|          |                            |        |                   |       |        |   |
|----------|----------------------------|--------|-------------------|-------|--------|---|
| 契約の名称    | 大津市歴史博物館及び大津市立市民文化会館設備管理業務 |        |                   |       |        |   |
| 担当部局／担当課 | 教育委員会 歴史博物館                |        |                   |       |        |   |
| 相手先      | A                          |        |                   |       |        |   |
| 当初契約金額   | 27,258                     | 当初設計金額 | —                 |       |        |   |
| 最終契約金額   | 27,258                     | 最終設計金額 | —                 |       |        |   |
| 入札       | 入札形式                       | 指名競争入札 |                   |       |        |   |
|          | 落札価格                       | 27,258 | 落札率（落札価格／当初設計金額）  | —     |        |   |
|          | 予定価格                       | —      | 割合（予定価格／当初設計金額）   | —     |        |   |
|          | 最低制限価格                     | なし     | 割合（最低制限価格／当初設計金額） |       |        |   |
|          | 登録業者数                      | 169    | 指名業者数             | 5     | 辞退者数   | 1 |
|          | 入札参加者数                     | 4      | 失格者数              | 0     |        |   |
|          | 入札最高額                      | 30,523 |                   | 入札最低額 | 27,258 |   |
| 特定財源     | 有無                         | 無      | 区分                | —     |        |   |
|          | 名称                         | —      | 当該契約への充当額         | —     |        |   |

### 1. 契約内容

#### (1) 契約の概要

大津市歴史博物館及び大津市立市民文化会館の設備管理業務であり、平成23年3月22日に入札を行い、平成23年3月30日に契約している。契約期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までである。なお、この契約は大津市歴史博物館設備管理業務に、平成22年度までは別に契約していた大津市歴史博物館吸収式ガス冷暖房機保守点検業務と大津市立市民文化会館設備管理業務を合わせた内容となっており、両館が隣接していることなどから業務を一本化して委託している。

平成22年度までは、3契約とも今回落札している同社と平成2年の同施設開館以来極めて長期間随意契約を行っていた。大津市歴史博物館設備管理業務を随意契約する理由を「当館は他施設とは異なり重要文化財等の貴重な文化財を保管・展示しているため、空調等の設備管理業務には一定の温湿度を保つことなど24時間細心の注意を払う必要がある。その点、同社は他の博物館で多くの実績を持ち、博物館の設備管理を行う技術力を持っている。加えて当館は開館後19年以上経過し、機器の耐用年数が過ぎているものが出てきていることから、当館設備に熟知していなければ、事前に適切に対処することが困難である。以上の点から開館時から良好で信頼できる同社が最適な委託先と考えられる（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」としているが、この設備管理業

務の性質又は目的が競争入札に適しないほど特殊性があるのかは疑問である。

大津市歴史博物館設備管理業務 契約金額推移 (単位：千円)

| 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 金額 | 24,242   | 24,084   | 24,084   | 24,084   | 24,054   |

平成 22 年度において個々の業務ごとに支払っていた委託料は以下のとおりであり、今回の契約で 714 千円経費節減が図れた。

|                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 大津市歴史博物館設備管理業務          | 24,054 千円        |
| 大津市歴史博物館吸収式ガス冷暖房機保守点検業務 | 1,533 千円         |
| 大津市立市民文化会館設備管理業務        | <u>2,385 千円</u>  |
| 合計                      | 24,972 千円        |
| 今回の契約額                  | <u>24,258 千円</u> |
| 差引：経費削減額                | <u>714 千円</u>    |

(2) 指名業者選定基準及び選定方法

業者選定委員会を設けて、滋賀県内の保健所に「特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく建築物総合管理業に登録し、かつ大津市の委託業務登録者で「機械維持管理業務、保守点検業務」を第一希望としている業者を選定している。

(3) 完了確認の方法

委託業者より日々の業務日報と月々の完了届が提出される。また、定期的に行われる環境衛生管理業務などについては、それぞれ業務完了後に完了届が提出され、確認を行っている。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 随意契約から入札に変更したことによる経費減

入札では 4 者が参加し、結果的には長年随意契約していた業者が落札してはいるが、落札金額が前年度実績より 714 千円安い金額であり、委託料を削減することができた。さらに、今後は長期継続契約することも視野に入れ、入札参加業者を増やして一層競争原理を働かせるべきである。

## 個別事案 20

(単位：千円)

|             |                |        |           |   |
|-------------|----------------|--------|-----------|---|
| 契約の名称       | 大津市歴史博物館常駐警備業務 |        |           |   |
| 担当部局／担当課    | 教育委員会 歴史博物館    |        |           |   |
| 相手先         | A              |        |           |   |
| 見積書を入手した業者数 | 4者             |        |           |   |
| 当初契約金額      | 18,900         | 当初設計金額 | -         |   |
| 最終契約金額      | 18,900         | 最終設計金額 | -         |   |
| 特定財源        | 有無             | 無      | 区分        | - |
|             | 名称             | -      | 当該契約への充当額 | - |

### 1. 契約内容

#### (1) 契約の概要

大津市歴史博物館の警備業務であり、毎日 24 時間常駐警備員を 2 名配置することになっている。契約期間は平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までで、平成 2 年の開館当初より同業者と随意契約を結んでいる。

#### 契約金額推移

(単位：千円)

| 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 金額 | 18,900   | 18,900   | 18,900   | 18,900   | 18,900   |

#### (2) 設計額の積算方法

建築物価調査会出版の積算資料をもとに、大津市歴史博物館において積算している。

#### (3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

当館は、他施設と異なり重要文化財等の貴重な文化財を保管・展示している博物館であり、対外的に館の信頼を維持していくうえで警備は、特に重要な業務である。同社は、開館時から、当館の警備業務を行ってきた実績と信頼があり、業務成績もよい。加えて、館に熟知した職員が配置されているため館の構造にも詳しいことから委託するのに最適である。また、委託料についても建築物価調査会の積算価格より安価である（令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）。

#### (4) 5 年以上の長期継続の契約となっている理由

平成 2 年の開館当初より契約し、重要文化財を警備するに当たり建物構造などを熟知しており、長年の実績と信頼もあり、また積算価格より安価であるため。

(5) 完了確認の方法

委託業者から日々の警備日誌を提出させ確認している。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 随意契約とする理由について

この常駐警備業務の性質又は目的が競争入札に適しないとして上記理由を挙げているが、適正でない。この常駐警備業務にどの程度特殊性があり、この委託業者としか契約できないとする理由があるのかも疑問である。また、見積照合を行ってはいるが、委託業者は兵庫県に本社があり、他の3者は東京都・京都市山科区・滋賀県愛知郡であり、見積業者選定に不自然さを感じる。平成2年より長年にわたって継続して同業務を委託しており、全く競争原理が働いておらず、競争入札すべきである。

(2) 入札に変更したことによる効果

平成23年4月1日から平成24年3月31日の契約については、平成23年3月に競争入札が実施され、大津市登録業者で栗東市に本社のある業者が8,628千円にて落札し、10,272千円の大幅な経費削減となったことは評価すべきである。以下にその入札状況を記載する

・大津市歴史博物館常駐警備業務の次年度入札状況

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 契約期間    | 平成23年4月から平成24年3月まで        |
| 入札日時・場所 | 平成23年3月22日大津市歴史博物館        |
| 入札形態    | 受注希望型指名競争入札               |
| 参加者選定基準 | 大津市登録で入札第1希望が警備業務の27者     |
| 落札額     | 8,628千円入札辞退 12者 入札参加者 15者 |

なお、前年度までの契約者である A (兵庫県)は入札参加したが落札できず、前年度まで見積書を提出していた3業者の結果は下記のとおりである。

東京業者 入札辞退

愛知郡業者及び京都市山科区業者 大津市登録業者でないため指名外



## 個別事案 2 1

(単位：千円)

|             |                            |                        |               |       |
|-------------|----------------------------|------------------------|---------------|-------|
| 契約の名称       | 参議院議員通常選挙等に伴う選挙機材の搬入搬出業務委託 |                        |               |       |
| 担当部局／担当課    | 選挙管理委員会事務局                 |                        |               |       |
| 相手先         | A                          |                        |               |       |
| 見積書を入手した業者数 | 1 者                        |                        |               |       |
| 当初契約金額      | 5,215                      | 当初設計金額                 | —             |       |
| 最終契約金額      | 5,215                      | 最終設計金額                 | —             |       |
| 特定財源        | 有無                         | 有                      | 区分            | 滋賀県   |
|             | 名称                         | 参議院議員<br>通常選挙市<br>町交付金 | 当該契約へ<br>の充当額 | 5,215 |

### 1. 契約内容

#### (1) 契約の概要

平成 22 年 7 月に実施された参議院議員通常選挙、滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員大津市選挙区補欠選挙に伴う選挙機材の搬入搬出業務である。大津市内の投票所は 122 ヶ所あり、受託業者には一定数の人員と車輛の確保が必要となる。

#### (2) 設計額の積算方法

設計額の算定は行っていない。見積額の妥当性については、過去に実施した見積照合の金額や、これまでの実績を勘案して検討している。

#### (3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

随意契約の理由としては、市内 122 ヶ所に及ぶ投票所へ選挙機材を一斉に搬出する。今般の参議院議員選挙については、選挙期日の決定が遅れたことから、投票所に必要な物品の確認等準備期間が取れないため、緊急時において業務に必要な機材、人員の確保ができ、当市において実績のある当該業者と随意契約を行うとしている。

#### (4) 完了確認の方法

各投票所において、搬入搬出の確認をするとともに、最終の完了確認報告を書面に提出させ確認している。

### 2. 監査結果

記載すべき事項はない。

### 3. 意見

#### (1) 1者特命の随意契約について

当該業務について入札を行わず、また、見積書の入手も1者のみである理由は、業者を選定する期間が短かったため、これまで実績のあった当該業者を選定したということである。

これに対し、平成23年4月に統一地方選挙が行われたが、その際も、機材の搬入搬出業務についてAと1者特命の随意契約を締結している。大津市では平成23年4月以降、契約金額が50万円を超える1者特命の随意契約についてはその内容及び理由について大津市ホームページで公表している。契約相手方の選定理由として以下のように記載されている。

当該業務は、投票箱や投票記載台等の選挙機材を保管場所から持ち出し、市内122カ所の投票所へ配送し、選挙終了後に選挙機材を回収し、再び保管場所へと返送するもの。市内122カ所に及ぶ投票所への選挙機材を一斉に搬入搬出することから、機材を一時保管することができる倉庫を持ち、選挙管理委員会及び投票所の施設管理者が指定する日時に各投票所へ機材を配送する能力があり、かつ宅配業者として実績があるため、上記の業者を選定する。

今回取り上げた平成22年7月の委託契約とは異なり、統一地方選挙においては選挙期日の決定が遅れたわけではないので、業者を選定する期間が短かったことを理由とはしていない。しかし、上記理由をもってこの業務を受託できるのは当該業者だけであると決定づけることはできない。業務内容からも特殊な技術を要するとも思えず、人員等の確保の面から考えても受託業者と同程度の規模を有するであろうと思われる宅配業者、運送業者はその業界に精通していなくとも数社思い浮かぶであろう。また、同一の業務でありながら、1者特命の理由がその都度異なるというのは適正であるとは言えない。

従って、当該業務については、今後入札により業者を選定すべきである。